

宮崎県小規模事業者 新事業展開等支援補助金

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するために取り組む新事業展開や販路開拓、経営力強化等に必要な費用の3分の2を補助します。

対象事業者

業種	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊・娯楽業以外)	5人以下
サービス業(宿泊・娯楽業)	20人以下
製造業その他	20人以下

「小規模支援法(平成5年法律第51号)」

第2条に定める**小規模事業者**

※小規模事業者とは、

製造業その他の業種：従業員数20人以下

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)：5人以下

補助内容

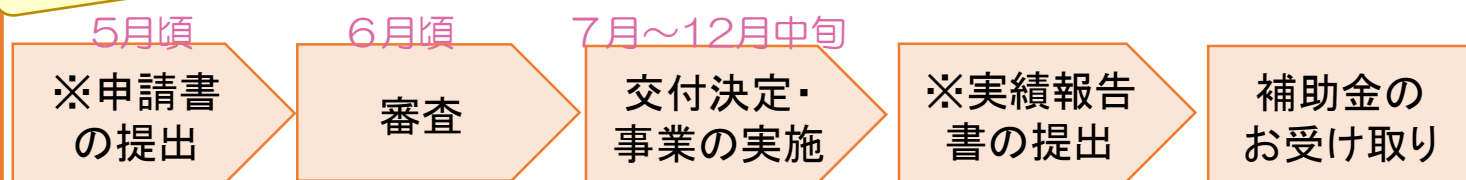
補助対象経費の**3分の2以内**

補助上限額 **50万円**

対象経費(例)

- ・機械装置等費
- ・展示会等出展費
- ・外注費
- ・広報費
- ・旅費
- ・受講料
- ・開発費
- ・資料購入費
- など

申請から受け取り までの流れ



交付決定以降は商工会が伴走支援を行います

※申請及び実績報告については、全て電子データ(PDF)での提出となります。

公募要領等については、詳細が分かり次第、情報提供いたします。

門川町商工会

[Tel:0982-63-1514](tel:0982-63-1514)